平成２３年（フ）第１４１８８号
東京都青梅市新町１丁目33―11―201
債務者　吉崎　好美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６６５号
横浜市港北区仲手原１丁目21番31号　小玉コーポ103
債務者　伊達みどり
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２９号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2341番地
債務者　大城　清美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２５１号
東京都八王子市椚田町554番地４パークハイツ・ビルカバンバ101号
債務者　藤井　武治
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１０６７号
福岡市中央区荒戸３丁目３番72号904
破産者　有限会社晃伸
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４７７号
東京都台東区清川１丁目８―12
破産者　小林　　茂
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７７５号
東京都港区西新橋１丁目２番９号　日比谷セントラルビル14Ｆ
破産者　株式会社フォトム
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４２２号
東京都目黒区鷹番２丁目18―５―301
破産者　小関　俊一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４８０号
東京都江東区亀戸３丁目30―16―301
破産者　笠原　利幸
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７０号
東京都清瀬市下清戸１丁目17―37―６
破産者　栗城　　順
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７１号
東京都清瀬市下清戸１丁目17―37―６
破産者　栗城　敦子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０５６号
東京都板橋区蓮根１丁目１―22―106
破産者　鈴木　繁樹
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５６号
神奈川県川崎市高津区千年455―１―305、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区千年685―１―305
破産者　津花　慶彦
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８４号
埼玉県志木市館２丁目２―３―307
破産者　乙顔　利光
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８５号
埼玉県志木市館２丁目２―３―307
破産者　乙顔　順子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２８２号
東京都渋谷区代々木１丁目７―５―302、開始決定時の住所東京都渋谷区代々木２丁目41―２―210
破産者　松崎　孝治
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０２１号
東京都板橋区中台２―３―７、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区東新町１丁目４番10号
破産者　有限会社サクライ電工
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０２２号
東京都板橋区中台２丁目３―７
破産者　櫻井　重夫
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６８７号
東京都板橋区高島平２丁目５―16
破産者　安斎　昌美
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７４号
東京都世田谷区粕谷１丁目18―９
破産者　廣江　葉子（旧姓大槻）
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部